厚生労働大臣の定める掲示事項（令和８年６月１日現在）

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

概要

施設名	医療法人社団主体会　小山田記念温泉病院
所在地	三重県四日市市山田町５５３８－１
開設者	医療法人社団主体会　理事長　川村直人
管理者	小山田記念温泉病院　院長　村嶋正幸

標榜時間

診療時間	午前９時００分～午後１時００分
受付時間	午前８時００分～午後０時３０分　※診療科により異なります
診療日	月～土曜日（日、祝祭日、年末年始（１２月２９日～１月３日）を除く）

1. 入院基本料について

病棟	入院料	病床数	看護配置	１日に勤務する看護職員数	看護職員１人当たりの患者受け持ち数	
					8:30～17:00	17:00～8:30
３A	地域一般病棟入院基本料１	５４床	１３：１	１３人以上	６人以内	２７人以内
３B	障害者施設等入院基本料	５７床	１３：１	１４人以上	６人以内	２９人以内
４A	地域包括ケア病棟入院料２	５５床	１３：１	１３人以上	７人以内	２８人以内
４B	障害者施設等入院基本料	５６床	１３：１	１３人以上	７人以内	２８人以内
５A	回復期リハビリ病棟入院料１	５４床	１３：１	１３人以上	６人以内	２７人以内
５B	回復期リハビリ病棟入院料１	４１床	１３：１	１０人以上	７人以内	２１人以内
６A	療養病棟入院基本料１	６０床	２０：１	９人以上	１２人以内	３０人以内

※１３：１は、入院患者１３人に対して１人以上の看護職員（看護師及び准看護師）を配置していることを示します。病棟毎の看護配置につきましては、上記ならびに各病棟の掲示をご参照ください。

2. 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化について基準を満たしております。

3. 東海北陸厚生局への届け出施設基準について

1)食事療養について

当院は、入院時食事療養（Ｉ）および入院時生活療養（Ｉ）の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降)、適温で提供しております。

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和８年６月１日現在）

2)基本診療料･特掲診療料･手術件数について

当院は、別添の施設基準に適合した施設として届け出を行っております。

厚生労働大臣の定める手術（医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術）について、該当する手術の実施はありません。

4. 診療明細書の発行について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

なお明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称等が記載されます。ご家族等代理の方が会計を行う場合、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

5. 保険外併用療養費について

1)180日を超える入院の費用(選定療養費制度)について

同一疾病等により、他院の入院期間を通算し１８０日を超えて当院３A 病棟に入院されている患者さんは、入院基本点数の１５％（２，１２９円（税込）/１日）を自費で負担いただくこととなります。

なお、難病や人工呼吸器を使用している状態、人工透析を実施されている方、重度障害者など厚生労働大臣が定める状態にある患者さんはこの負担の対象とはなりません。詳しくは医事課へお尋ねください。

2)保険外負担に関する事項について

当院では、個室使用料、証明書・診断書料の他、TV・冷蔵庫使用料、おむつ使用料等につきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。詳しくは別添の保険外負担料金表をご参照ください。その他、医療費の詳細については「医療費のてびき」をご参照ください。

3)長期収載品の選定療養費制度について

令和 6 年 10 月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金（先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の 4 分の 1 相当）をお支払い頂きます。

後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。なお、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。この機会に後発医薬品の積極的な利用をお願いします。

6. 電子的診療情報連携体制整備加算について

医療 DX の推進及び診療情報連携体制の整備について、以下のように取り組んでいます。

① オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

② マイナ保険証の利用を促し、医療 DX を通じて質の高い医療を提供出来るよう取り組んでいます。

③ 電子処方箋の発行体制を整備し、電子カルテ情報共有サービス導入に向けて準備を進めています。

④ 令和 8 年 6 月 1 日より電子的診療情報連携体制整備加算 2 として、外来では初診時月 1 回に限り 9 点、再診時 2 点を、入院初日には 80 点を算定しております。

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和８年６月１日現在）

7. 患者相談窓口の設置について

患者さんからの相談に幅広く対応するための医療相談窓口を設置しています。看護師、医療ソーシャルワーカーがお話をおうかがいし、院内の各部署や院外の医療・介護関係者と連携し問題解決に向けて対応させていただきます。相談やご不明な点等ございましたら、遠慮なくお声がけください。
相談窓口：病院本館１階アトリウム内　医療相談室　相談時間：平日 8:30～17:00、土曜日 8:30～13:00

8. 入退院支援について

患者さんが安心・納得して入院ならびに退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるよう入退院支援部門を設置し、入退院に関する積極的な支援や他機関との連携等に取り組んでいます。

9. 下肢末梢動脈疾患指導管理加算について

慢性維持透析を実施している全患者さんに対し、下肢病変の早期発見と早期治療のため定期的なリスク評価を実施しています。その結果、下肢病変が疑われる場合には専門診療科で診察させていただきます。

10. 感染対策向上加算　院内感染対策に関する取組事項について

院内感染防止策の基本指針に沿い、感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等を行い、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。
感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

11. 病院職員等の負担の軽減及び処遇の改善に関する事項

病院職員等の負担の軽減に向けて以下のようにさまざまな取り組みを実施しています。また、職員の処遇改善を目的として外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）ならびに入院ベースアップ評価料 60 を算定しています。
１）医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における業務分担
２）病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取り組み
３）看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取り組み
・業務量の調整、看護職員と他職種との役割分担、看護補助者、病棟クラークの配置、妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮、夜勤負担の軽減等。

12. 協力対象施設入所者入院加算について

介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は、小山田特別養護老人ホーム、第二小山田特別養護老人ホーム、小山田老人保健施設　です。

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和８年６月１日現在）

13. 一般名処方および後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用促進を図ると共に、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

現在一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分を基にした一般名処方（※お薬の「商品名」ではなく、「成分名(一般名)」を処方箋に記載すること）を行っています。一般名処方を行うことによって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。一般名処方について、ご不明な点などがございましたら当院職員までご相談ください。

14. 歯科診療に係る院内感染防止対策について

当院では、口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じています。

歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を４年に１回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師を１名以上配置しています。

職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施し、感染症患者に対する歯科診療を円滑に実施する体制を確保しています。

15. 歯科診療に係る院内医療安全対策について

当院では、患者にとって安心で安全な歯科医療環境の提供を行うため、歯科外来診療における医療安全対策に十分な装置・器具等を備えております。

【緊急時対応設備】AED（自動体外式除細動器　設置場所：受付横）、 酸素供給装置、パルスオキシメーター（血中酸素飽和度測定器）、血圧計、救急蘇生セットを常備しています 。

また、医療安全に関する研修を修了した常勤歯科医師が在籍しています 。

医療安全管理担当者を配置し、院内の安全管理を徹底しています 。

定期的に院内研修やヒヤリハット事例の共有を行い、医療事故防止に努めています 。

16. 情報通信機器を用いた診療について

当院では、情報通信機器（ビデオ通話等）を用いた診療を行っております。ただし、情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方は行いません。

また基準等遵守を確認するためのチェックリストに沿い、オンライン診療指針を遵守しています。

17. 個人情報保護について

当院では、患者さんへの説明と納得に基づく診療（インフォームド・コンセント）および個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。（小山田記念温泉病院個人情報保護）

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和８年６月１日現在）

18. 回復期リハビリテーション病棟入院料について

回復期リハビリテーション病棟入院料１（５Ａ・５Ｂ病棟）に係る実績は別紙のようになります。

19. 身体的拘束最小化の取り組みについて

当院における身体的拘束実施割合の実績は別紙のようになります。

20. 面会規定について

当院では、別紙の様に面会規定を設けております。定期的に規定の見直しを行うと共に、感染拡大状況等に応じて随時必要な対応及び患者・家族様方へのご案内等を行っております。

21. 長期処方・リフィル処方箋について

当院では、厚生労働省の方針に基づき、患者さんの状態に応じ、医師の判断のもとで、28 日以上の長期処方、又はリフィル処方箋の交付を行う体制を整えています。なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が可能かどうかは、病状に応じて医師が個別に判断いたします。ご希望の際は診察時にご相談ください。